

士幌町既設太陽光発電設備用蓄電池導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2050年ゼロカーボンに向けて、本町における脱温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とし、FIT等が満了又は認定を受けていない既設の太陽光発電設備に接続するための蓄電池の導入を補助する士幌町既設太陽光発電設備用蓄電池導入補助金制度（以下「補助制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既設太陽光発電設備 既に設置してある太陽光発電設備をいう。
- (2) 蓄電池 既設太陽光発電設備に常時接続し、発電された電気を充放電できる定置用蓄電池をいう。
- (3) FIT 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度のことをいう。
- (4) FIP 再生可能エネルギーの発電事業者に対し、発電した電力を卸電力市場において自ら販売した売電収入に加えて、一定のプレミアムを上乗せして交付する制度のことをいう。
- (5) 町内業者 士幌町内に事業所等を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 士幌町内にある既設太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）であること。
- (2) 所有者が士幌町税（士幌町以外の者の場合は、現に住所を有する市区町村の市区町村税）を滞納していないこと。
- (3) 過去に補助金及び補助制度の交付決定を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付申請時点において、FIT認定又はFIP認定を受けていない太陽光発電設備を有していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、蓄電池

本体のほか、既設太陽光発電設備に接続するために必要な経費（工事費含む。）とする。

（蓄電池の要件）

第5条 蓄電池の要件は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、1 kWh当たり2万円に、導入する蓄電池容量の値を乗じて得た額とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助金の上限額は、20万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、北海道が実施する住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（北海道告示第11040号）第5条第1項第4号及び別表2に規定する要件を満たす場合は、前項中「2万円」とあるのは「3.5万円」と、「20万円」とあるのは「35万円」と読み替えるものとする。

（補助金の交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に関する費用の内訳が記載された見積書等の写し
- (2) 蓄電池容量が確認できるものの写し
- (3) 交付申請時点において、FIT又はFIPの認定を受けていないことを証明する書類
- (4) 所有者が町外に住所を有する者等にあつては、その市区町村が発行する納税証明書の写し
- (5) 所有者が町外に住所を有する者等にあつては、その市区町村が発行する住民票又は登記簿謄本の写し
- (6) 所有者が事業者にあつては、登記簿謄本の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請期間は、交付申請をする日の属する年度の1月10日を期限とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日（以下「土日祝日に当たる場合は、その前日」という。）を期限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その時点をもって申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金交付決定通知書兼変更等承認書（第2号様式）により通知する。

（変更等の承認申請）

第9条 本補助事業の内容又は本補助事業に要する経費等を変更する場合においては、あらかじめ補助金交付変更等承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

（変更等の承認）

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書兼変更等承認書（第2号様式）により、申請者にその結果を通知する。

（補助事業の実績報告等）

第11条 第8条及び前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後30日以内又は当該年度の2月10日（土日祝日に当たる場合はその前日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第4号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 蓄電池の施工前と施工後の状況を撮影した写真（既設太陽光発電設備の写真も含む。）
- (2) 蓄電池の設置に係る契約書の写し及び費用の内訳が記載された領収書の写し
- (3) その他町長が認める書類

（補助金の確定通知等）

第12条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び蓄電池の検査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第13条 補助事業者は、補助の対象となった蓄電池を別表に定める法定耐用年数を経過することとなるまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 町長は、補助金の交付を受けた者が法定耐用年数を経過せずに蓄電池を処分した場合には、その収入の有無を問わず補助金の全部又は一部を町に返還させることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(状況調査)

第16条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった蓄電池の設置状況の調査を行うことができる。

(協力の要請)

第17条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 蓄電池の導入にかかるアンケート調査等
- (2) その他町長が協力依頼する事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年7月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(効力)

2 この訓令が効力を失った際の第5条、第13条及び別表に規定する法定耐用年数に関する事項については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、第6条第2項の規定については、令和5年7月14日から適用する。

別表（第5条、第13条関係）

要 件	・蓄電池容量が1.0kWh以上であること。 ・自家消費を優先した運用ができるもの。 ・未使用品であること（中古品は対象外。ただし、リユース品は認めるものとする。）。 ・蓄電池を購入する場合、町内業者から購入すること。 ・4,800Ah・セル以上である場合、とかち広域消防事務組合火災予防条例（平成28年条例第8号）で定める安全基準の対象となるものであること。 ・国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 ・蓄電池は、性能が保証され、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。 ・蓄電池は、各種法令に順守した設備であること。 ・蓄電池は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
法定耐用年数	6 年

※ 蓄電池容量は、定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。